

「にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」設置要領

1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、これまで、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（令和元年6月21日閣議決定）に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県 PF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできたところ。

さらに「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）では、令和7年度以降、「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、都道府県 PF においても、本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組むこととし、その名称が「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」に改められたことから、新潟県においては「にいがた就職氷河期世代就職支援プラットフォーム」を「にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「にいがた中高年協議会」という。）とした。

今後は「新たな就職氷河期世代等支援プログラム」（令和8年4月10日就職氷河期世代等支援に関する関係閣僚会議決定。別添1参照。）に基づき、「就労・処遇改善に向けた支援」（リ・スキリングの支援等）、「社会参加に向けた段階的支援」（就労に困難を抱える者の職業的自立に向けた支援等）等の取組を継続・拡充していく必要がある。このため、にいがた中高年協議会においても、当該プログラムの関係施策を活用し、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がいること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人ひとりの事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくことが必要である。

2 構成員

(1) 別紙1「にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会構成員名簿」のとおりとする。なお、新潟市及び長岡市を除く市町村等については、必要に

応じて参画を求めることとする。

(2) その他、必要に応じてオブザーバーの出席を求めることができる。

3 各構成員の役割

(1) 行政側

①新潟労働局（職業安定課）

- ・にいがた中高年協議会取りまとめ事務局（主担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（主担当）
- ・実施事業の進捗管理（主担当）
- ・各種支援策の周知、広報

②新潟県（産業労働部雇用能力開発課）

- ・にいがた中高年協議会とりまとめ事務局（副担当）
- ・事業実施計画の策定とりまとめ（副担当）
- ・実施事業の進捗管理（副担当）
- ・各種支援策の周知、広報

③新潟県（福祉保健部福祉保健総務課）

- ・市町村協議会との連絡調整
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者の実態やニーズの把握の検討
- ・市町村協議会と連携しての先進的な取組に係る事例の把握と周知
- ・各種支援策の周知広報

④支援機関（ハローワーク、機構、新潟県の就労等支援施設）

- ・専門窓口・専門チームによる就職等支援
- ・企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保
- ・企業に対する正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ、中高年世代を対象とした求人確保
- ・職業訓練の充実
- ・社会参加に向けた支援を必要とする者への支援の充実
- ・各種支援策の周知広報

(2) 経済団体、労働団体等

- ・企業に対する、中高年世代を対象とした求人募集、積極的な採用、企業説明会・面接会の開催や職場実習・体験の機会の確保の働きかけ
- ・企業に対する人材育成の充実や正規雇用化を含む処遇改善の働きかけ
- ・中高年世代の就労や社会参加に向けた相談支援
- ・イベントや会報等での各種支援策等の周知広報

4 にいがた中高年協議会における取組事項

にいがた中高年協議会においては、次に掲げる事項について協議を行い、各構成員における取組を促進することとする。

(1) 気運醸成と各種支援策の周知広報

新潟県内の中高年世代の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、地域が一体となって、積極的な採用、正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に結びつくような環境整備を図る。

また、中高年世代本人やそのご家族等に対し、各構成員が有する様々なルートを通じて各種支援策の周知広報を図る。

(2) 支援対象者の把握

支援対象となる以下の3種類の者に係る実態やニーズの把握の方法等を検討する。

①不安定な就労状態にある者

(※) 正規雇用を希望していながら不本意に非正規雇用で働く者や求職者など

②就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある者

(※) 統計上、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者など

③社会参加に向けた支援を必要とする者

(※) ひきこもり状態にある者、生活困窮者、社会参加を希望する長期無業者など、就労支援だけでなく、福祉的な支援を必要としている者。その実態やニーズの把握については、その方法を検討するとともに、必要に応じ、都道府県と市町村が連携し、それぞれの地域の事情に応じて、役割分担をした上で行う。

(3) 目標、KPIの設定及び事業実施計画の策定

①取組に係る目標（目指す数値や状態をいう。）を設定するとともに、KPI（当該目標の進捗を把握するための指標をいう。）を可能な限り定量的に設定する。

②目標を達成に資する事業実施計画を策定する。

③事業実施計画に基づく事業の進捗管理を行う。

(4) 市町村協議会との連携

新潟県は、市町村協議会の事務局と連絡調整を図り、市町村協議会との情報共有と広域的課題の対応を行う。（以下例示）

- ・福祉からの受け入れ先の開拓、雇用にあたって必要な配慮等、県レベルの経済団体への対応依頼
- ・経済団体、他の市町村等とのつながり作りの支援
- ・都道府県を越えた自治体間の広域的な取組の支援

5 会議の開催

上記4に掲げる事項の協議を行うため、年2回を目安に会議を開催することとするが、この他必要に応じて開催することもできるものとする。

6 秘密の保持

にいがた中高年協議会の構成員及び協議の場に参加した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(附則) この要領は令和7年5月21日から施行する。

令和8年5月20日に改正する。

にいがた中高年世代活躍応援プロジェクト協議会 構成員名簿

区分	機関・団体名
経済団体	一般社団法人 新潟県経営者協会
	新潟県中小企業団体中央会
	一般社団法人新潟県商工会議所連合会
	新潟県商工会連合会
労働団体	日本労働組合総連合会 新潟県連合会
支援団体	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構 新潟支部
	社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
市町村	新潟県市長会
	新潟県町村会
	新潟市
	長岡市
行政機関	関東経済産業局
	新潟労働局
	新潟県産業労働部
	新潟県福祉保健部

事務局	新潟労働局職業安定部職業安定課
	新潟県産業労働部雇用能力開発課